

監 発 第 7 0 号
令和6年11月25日

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
議会事務局	8月31日	9月13日～ 11月25日	10月23日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

議会事務局

注意事項

【契約】

○契約書どおりの履行確認が行われていないもの

令和 6 年度議会運営等支援業務委託について、契約書第 2 条では委託業務完了後の業務完了報告書等の提出、検査の実施について定めているが、いずれも実施していなかった。

市で契約書（案）を作成し契約を締結しているものであり、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。

【事務事業】

○物品の処分手続が適切に行われていないもの

旧庁舎の議場、第 1・2・3 委員会室、議長応接室に設置されていた不要な備品が処分されないまま、令和 3 年 11 月 30 日付けで、旧港南小学校に設置場所変更として処理されている。

不必要な物品であれば処分手続を進めること。